

産業構造審議会商務流通情報分科会第3回製品安全小委員会

議事録

日時：平成27年5月22日（金）14：00～16：00

場所：経済産業省別館3階 312各省庁共用会議室

議題：

1. 電気用品安全法の技術基準解釈通達の一部改正について
2. 製品安全規制の性能規定化について
3. 長期使用製品安全点検制度の登録率向上に向けた取組強化について
4. 製品安全政策の今後の展開について
5. 平成26年度製品事故の発生状況について
6. その他

議事概要：

○川原製品安全課長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会商務流通情報分科会第3回製品安全小委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方にはご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。以降の議事進行については、宮村委員長にお願いしたいと思います。宮村委員長、よろしくをお願いします。

○宮村委員長　それでは、本日もよろしくお願いいいたします。議事に入ります前に、寺澤商務流通保安審議官からご挨拶を願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○寺澤商務流通保安審議官　商務流通保安審議官の寺澤でございます。本日は、皆様お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、気温が上がっております。ここはお役所なものですから、5月というのはどうしても冷房が入らないということで、代わりに扇風機を導入しておりますので、ご活用ください。皆さん上着を是非脱いでお楽にいただければと思います。よろしくをお願いします。

今日は3つのテーマがございます。1つは、規制のスマート化でございます。これは製品事故をなくするという目標は全く変えないのですけれども、実現するための規制のやり方について、もっと民間の創意工夫を生かしたり、新しい技術を取り入れて、より効率的、

効果的、柔軟で迅速な規制を目指そうという考えでございます。これを我々は賢い規制ということで、最近はやりの言葉でスマート化と言っているわけでございますけれども、今日も何人かのメンバーがいらっしゃいます。産業保安分野でも検討をスタートしているということでございます。

具体的な中身ですけれども、1つは、新しい技術をどんどん入れやすくする。柔軟にスピードをもってというために、性能規定化、これは電気製品、ガス製品についてスタートしますけれども、これを進めます。あるいは国際的に調和のとれた整合規格の整備も進めていきます。

それから、新しい技術とか新しい市場に柔軟に迅速に対応した制度整備も進めていきます。これはどちらかという、新しい技術をスピーディーに柔軟に入れていく方向です。

もう1つは、規制だけではなくて、企業の自主的努力は不可欠でございます。そして、企業の自主的努力を促しバックアップするというのも重要だと思っています。例えば、最近ビッグデータがはやりですけれども、修理情報とか事故情報を集めたビッグデータを分析しながら、例えば製品事故の予測につなげたり、製品の改良につなげたり、そうした取組も重要だと思っています。あるいは、桐生にN I T Eの施設があるのですけれども、例えばリチウムイオン電池の試験設備であるとか、大規模な燃焼実験装置がございます。そういうことを整備するとともに、民間でもご活用していただくということも促進していく。そういう企業の努力もバックアップしたいと思っている次第でございます。

こういう話を聞くと、性能規定化は前からやっているではないかということかもしれませんが、個別具体的な対応だけではなくて、全体にわたる考え方を今回は提示したい。全体の考え方を示すことによって、新たに全体の視点から規制全体を見渡して気づきが出てくるのだろうと。個々にやるだけではない、全体を見ることによって気づきがあって、それを改善していきたい。

それから、製品安全だけではなくて、産業保安というのは都市ガスもあれば、L P Gもあれば、電力もあれば、高圧ガスもあつたり、火薬もある。そうしたもろもろの検討を規制のスマート化ということで、同時並行的に進めることによってお互いに連携したり、学び合うということがあり得ると考えて、あえて規制のスマート化ということで私どもは打ち出しているわけでございます。本日は、その一部の中身についてご紹介したいと思えます。

2点目は、長期使用製品安全点検制度の登録率の向上です。ご案内のように経年劣化の

問題があったものですから、事故を防止するために平成21年度にこの制度が入ったわけですが、5年経ったのですが、登録率は約37%にとどまっているわけでございます。これは登録しないと10年後通知して点検することができないものですから、登録率を上げることが非常に重要なわけですが、正直言って消費者の皆様の自主的な努力だけでは登録率が上がっているわけでは必ずしもないということで、販売事業者の皆様、ガス事業者の皆様、関連する事業者の皆様に対する働きかけを強化した上で、この登録率を大きく引き上げていきたいと思っています。

3つ目が製品安全政策の今後の展開についてでございます。全部を含む概念なので、先ほど申し上げた規制のスマート化も含んだ概念でありますけれども、そうした規制のスマート化に加えまして、流通事業者の努力をバックアップするために、流通事業者が仕入れ先の製品や事業者を選定するに当たって参考となるようなチェックリストの策定や普及も考えていきたいと思っています。あるいは、有効な新しいリコールの方法というのがどんどん生み出されています。いろいろな取組がございます。そうした新しいリコールの方法を盛り込んだリコールのハンドブックを改定していこうと考えています。

あるいは最近、ユーチューブや映像といったSNSが発達しています。そうしたものを活用したより効果的な消費者への発信も考えていきたいと思っています。

以上、製品安全の向上に向けて多岐にわたるテーマが本日はございます。暑い中、非常に恐縮ではございますが、ぜひとも活発なご議論をいただければ幸いです。本日は何とぞよろしくお願いいたします。

○宮村委員長　　どうもありがとうございました。今日はいろいろと議題が多岐にわたるかと思いますが、ご議論をよろしくお願いいたします。

それでは、次に、事務局より委員の出欠のご確認をお願いしたいと思います。

○川原製品安全課長　　まず初めに、新しく審議にご参加いただきます委員の方をご紹介させていただきますと思います。N I T E・山本委員にかわれまして、大福委員でございます。続けて、キッズデザイン協議会・小野委員にかわれまして、福田委員でございます。

次に、委員の皆様のご出欠の状況でございます。岡本委員が若干遅れられておりますけれども、本日は全員出席ということで事前にご報告をいただいております。

ご出席の委員、それからオブザーバーの紹介については、座席表を配らせていただいておりますので、代えさせていただきます。

○宮村委員長　　ありがとうございました。今、ご紹介ありましたように、お1人の方が遅れるようですが、全員出席ということで、会議の定足数については過半数を超えておりますので、成立するということになります。よろしくをお願いします。

それでは、次に、配付資料について、ご確認を事務局よりお願いしたいと思います。

○川原製品安全課長　　議事次第、それから委員名簿の次に配付資料一覧というのを1枚紙ですけれども、配らせていただいております。本日は資料1から5までございます。もし現時点で不足の方がいらっしゃいましたら挙手いただければと思います。——よろしゅうございますでしょうか。もし会議の途中で不足があった場合には、近くの職員にお声かけいただければと思っております。

○宮村委員長　　ありがとうございました。

それでは、議事のほうに移りたいと思います。まず議題(1)及び議題(2)を事務局の製品安全課よりまとめてご説明していただき、その後、質疑の時間を設けたいと思います。よろしくをお願いします。

○川原製品安全課長　　それでは、資料1をまずお手元にご準備いただければと思います。右肩に資料1、電気用品安全法の技術基準解釈通達の一部改正についてという資料でございます。

1 ページ目を見ていただきますと、1から4まで、4テーマ書かせていただいております。技術基準の改正につきましては、例えば事故が多い、それから国際的に整合させる必要があるとか、そういう解釈に改正が必要な場合にさせていただいているわけでございます。

今日は4つあるうちの1と2、具体的に言いますと、コンセント等の金属接触部の過熱対策及び観賞魚用ヒーターの空だきによる過熱対策、これは事故が多く発生しているものでございまして、通達の改正をさせていただきまして、事故を防ぐためのものでございます。

3. プリント基板につきましては、もともと事故が発生いたしまして、電気製品に使われているプリント基板の材料を難燃性にするというようなものを一部というか一般の電気製品にはやっていたのですけれども、それを拡大するというものでございます。

4. につきましては、国際基準に整合化させるというものでございます。

簡単に1から順にご説明させていただきます。

まず、1. コンセント等の金属接触部の過熱対策でございます。ちょっと小さくて恐縮

でございますけれども、図を描かせていただいております。左側でございます電源プラグ、それがコンセントと接触しているものでございますけれども、電源プラグとコンセントの間、具体的にいうと、コンセントの受け刃のところで接触不良が発生して、これが火災になるというような事象がございます。全国での火災件数は統計上とられていないのですけれども、東京消防庁さん、東京でございますので、人口で言いますと全国の1割程度でございますが、東京消防庁さんのほうで、こういった事故が何件ぐらい起こっているかという統計をとられております。平成21年度から平成25年度で113件でございます。東京だけで113件ということでございます。

こういった火災が多く発生しておりますので、この対策のために試験を追加するというものでございます。具体的な試験の方法については、また後ほどご説明をさせていただきます。

2. が観賞魚用ヒーターでございます。これは例えば熱帯魚を飼っていらっしゃる方、水温を一定にするためにヒーターを使われております。これが何かの原因で水位が低下してしまう、あるいは掃除するときにヒーターの電源を入にしたまま水を抜いてしまう、あるいは大規模地震で水槽がひっくり返ってしまう、それでヒーターが露出してしまうといったことでの火災が発生しております。これも東京消防庁さんの情報でございますけれども、平成21年から25年で東京管内で27件発生しております。さらに大規模地震ということで、東日本大震災のときに、こういった関連の事故が少なくとも8件発生したということでございます。こうした火災の防止のために試験の強化を図るというものでございます。

3. プリント基板につきましては、先ほど言いましたように、プリント基板、難燃材を使うという規定を一般の電気製品からそれ以外、3. の改正の概要のところにも別表第四、第七、例えば配線器具、変圧器、安定器、小型交流電動機、モーターでございます。こういったものに広げる。あるいは一般の基板というのは硬いのですけれども、フレキシブル基板という自由に折り曲げられるような基板についても、これまで求めていなかった試験、難燃性を求めるといった基準の改正でございます。

それから、4. のところが雑音の強さというものでございまして、これは例えば電子レンジ、IH調理機器、これは高調波利用機器というそうでもありますけれども、こういったものから出される雑音が通信とかほかの電気機器に影響を及ぼしてしまうということがございまして、雑音の強さを測る試験がございます。これは国際的に決まっているものでございますけれども、国際基準が変わったということで、それに対応する変更をするという

ものがございます。

2 ページ目をみていただければと思います。簡単にコンセントと観賞魚用ヒーターのところだけ試験の追加、あるいは変更のところをご説明させていただきます。

コンセントのところでございますけれども、左側に図が描いてございます。コンセントを入れて力を一定程度加えて、その上でいろいろ、例えば接触不良が起きていないかとか、温度が上がっていないかとか、そういった試験を行うということで、そこに書いている力を加える試験を今回追加するというものがございます。

それから、下のほうにコンセントの電源プラグの先が回転するようなものがございます。これでも事故が起こっているということでございまして、その可動栓刃を毎分20秒で1,000回、かなり多くの回数連続して回動して問題がないかどうかというのも今回、新たに試験として追加させていただきます。

それから、観賞魚用ヒーターにつきましては、ヒーターですので、表面温度が今までのものがございますと700℃ぐらいに達するところを400℃、これは通常、紙、木などが燃焼しないような温度に抑制するというものがございます。

3と4のところは、試験方法は省略させていただきます。

続けて、資料2でございます。こちらはガス用品・液石器具、電気用品の性能規定化と整合規格の整備状況ということでございます。

1 ページおめくりいただきまして、2 ページ目でございます。まず、これはよくご存じかと思えますけれども、ガス用品等の性能規定化ということでございます。電気のほうは性能規定化、省令改正をやっておりますけれども、ガスはまだやっておりません。2 ページ目の上のところに書いてございます技術の進歩、新製品の開発に柔軟に対応できるようにするために、現行の仕様規定を改め、ガス用品等の安全に必要な性能を定めた性能規定とするということを平成27年度中に実施ということでございます。

3 ページ目、次のページをご覧いただきたいと思えます。ガス用品の性能規定の骨子案、今後もちろん変わる可能性はございますけれども、そういったことで骨子案として考えているところでございます。

1. 一般要求事項の下に2. 危険源に対する保護ということで、火災の危険源からの保護、火傷の防止、④使用方法を考慮した安全設計は、例えば立ち消え安全装置がちゃんと働くかどうかといったものを想定しております。そういったものを性能規定化するということでございます。⑥異常燃焼又は有害な燃焼ガスの発生による危害の防止は、例えばC

○中毒が起こらないようにといったものを想定してはいますが、その規定を性能規定化するというものでございます。

こういったところで、ガス用品の性能規定、省令でございますけれども、変更したいと考えているところでございます。

次の4ページ目でございますけれども、電気、ガスの性能規定化のスケジュールということでございます。電気は既に進めているところでございます。ガスのところを見ていただきますと、省令改正が27年度中ということで、同時にその後、解釈通達、これは従来の技術基準ベースから公的規格、整合規格の整備にどんどん移行していくということで考えているところでございます。

5ページ目は、ガスの整合規格のJ I S化のスケジュールということで、左側に瞬間湯沸かし器以降12製品、ガス製品が載っております。それぞれJ I S、整合規格化作業を進めるということでございます。

最後のページになりましたけれども、既に性能規定化が終わっている電気用品でございます。整合規格の整備状況ということで、前回のこの小委員会以降、整合規格として整備された14規格を掲載させていただいております。

以上、ガス、電気の性能規定化と整合規格のご報告を終了いたします。

○宮村委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明を踏まえまして、まず、資料1の技術基準解釈通達の一部改正についてからご質問、ご意見をお願いしたいと思います。もし、ご質問、ご意見がございましたらネームプレートを立てて伝えていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。大崎先生。

○大崎委員 この資料1でご説明されています改正内容、特に前半3つは、事故情報を分析して技術基準の省令解釈の改正をするということで、事故の再発防止、低減に非常に有効と考えられますので、今後もN I T Eや民間と強く連携してどんどん進めていっていただくことが重要かと思えます。

また、3つ目のプリント基板の難燃化対策は、既に改正された要求の適用範囲をさらに拡大するもので、このような改正は、適切に進めることによって事故の未然防止、あるいは事故件数としてはまだ目立たなくても、対策を施すことによって事故につながる確立をさらに低減することが可能となり、これも併せて大事なことだと思いますので、今後も積極的に進めていただきたい。

また、これらを進める上では、事故情報をいかに集め、さらにそれを活用するかという

ことがやはり大事だと思います。先ほどの火災の例ですと、東京消防庁は事故情報データがあるけれども、ほかは必ずしも統計的にしっかりしたものがそろっていなかったりしますので、そのようなデータをいかに集めてくるか、それから、ビッグデータともいふべき、このような豊富で様々な事故情報等をいかに有効なデータとして取り出してくるかということ、是非、今後引き続き取り組んでいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○宮村委員長　ありがとうございます。事故情報の活用ということでよろしくお願いいたしますと思います。ございますか。——よろしいですか。どうもありがとうございます。

あと、ございますか。では、青山委員。

○青山委員　大崎委員と同じようなのですけれども、2の観賞魚用ヒーターの過熱対策について、要するに消費経済審議会製品事故判定第三者委員会でも結構頻繁にこの事故はあったかなという気がするのです。そういう意味では、今回の技術基準の見直しというのは大変結構だと思うのですけれども、ちょっと教えてください。今までは700℃ぐらいであったものが400℃ぐらいに変更するということは、ということは今までは無駄に700℃に上がっていたということなのではないでしょうか。400℃になっても性能的には何の問題もないということなのではないでしょうか。

○川原製品安全課長　余り低くなると熱帯魚が死んでしまうということになって、そこをどれぐらいに設定するかというのが非常に難しいところでした。熱帯魚の生息に問題ないような範囲にするということと、若干機器の工夫で700℃のところを表面に当たらないようにするとか、そういった仕組みをすることで仮にヒーターが外に投げ出されて、紙、あるいは木に接触しても接触する部分は400℃に保てるといった工夫をすることで対応できるというようなことでございます。

○宮村委員長　よろしいでしょうか。いろいろとより安全な構造にするということですよ。ありがとうございます。議題の(1)について、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、議題(2)、ガス用品などについても性能規定化、整合規格を今後策定して進めていきますということについて、ご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いいたします。——是非こういう方向で進めていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

では、議題(1)、(2)についてご意見、ありがとうございました。資料1、資料2共に事

事務局案についてご了承いただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、事務局におかれましては、今日ご意見を伺いましたので、それを踏まえて、電気用品安全法上の技術基準の解釈通達の改正を進めていただきたいと思います。そしてまた、今後、電気用品、ガス用品に関する性能規定化及び整合規格の整備を進めていただくとともに、引き続き検討等の結果については、本小委員会へフィードバックをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題(3)長期使用製品安全点検制度の登録率向上に向けた取組強化について、事務局より説明をお願いいたします。

○川原製品安全課長 資料3をお手元にご準備いただければと思います。

1 ページめくっていただければと思います。制度自体はよくご存じかと思ひますけれども、一応復習ということでございます。1. 右下でいうと、2 ページ目でございます。新品のときは製品に問題がなくても、ずっと使い続けていることによって事故が発生するということがございました。これを防止するために平成21年4月にこの制度が導入されたわけでございます。どういったことかと言ひますと、経年劣化による事故を防止するために適切な時期に点検を受けてもらおう、それによって事故を防止するというものでござひますけれども、点検が必要な時期に製造事業者、メーカーが所有者に点検時期、そろそろ点検を受けてくださいということで通知をいたします。それによって所有者が点検を受けるということでござひます。

その次のページ、2. でございます。右下でいうと3 ページ。メーカーが所有者に点検時期を伝えるためには、当然所有者情報が必要になるということでござひますけれども、その登録率が、最初に商保審からもお話がございました、全体で37%。右下のところ所有者情報登録率と書いてございます。本年の3月末時点での数字でございます。電気、ガス、石油、大括りで見ると、それぞれ34%、43%、37%とござひますし、より細かい製品別で見ると、そこに9品目について、それぞれ率が書いてございます。よく見ていただくと、(都市ガス用)と書いてあるところが若干高くなっているということで、これがなぜ高いのかいろいろヒアリング等をしてみますと、基本的に所有者情報は製品に梱包されている所有者票に、買った方が自分の住所、名前等を書いてメーカーに送るということになっていますけれども、都市ガスのほうでは代行登録といって販売事業者がお客さんに代わって登録をしてあげるといふようなことを積極的にやっているということで、こういう高い

数字になっているということでございます。

そういうことで、次のページ、右下でいうと4ページ目、3. 今後の取組の3つの方向性と書いてございますけれども、下のところに販売時の対策と設置済み製品に対する対策、これは一般住宅向けと賃貸向けと2つ分かれてございますが、この3つの方策を新たにやっていきたいと考えているところでございます。

販売時の対策でございますけれども、その次のページ、4-1. 具体的な取組の販売時の対策、右下でいうと5ページ目でございますが、先ほど言いました代行登録を積極的にやっていただくということで、下の図のところに経済産業省で下に矢印が書いてございます。そこに書いてございますような説明というのは当然でございますけれども、代行登録についてしっかりやっていただくように、これは改めて要請文書で出していきたいと考えております。

2つ目が経産省から右側に矢印が出ております製造事業者と書かれておまして、返送された所有者票を分析と書いてございます。お客さんから所有者票が返ってきた場合に、所有者票には販売事業者が誰であったかとか説明をきちんとやってもらったか、やってもらっていないか、そういったことが書いてございます。販売事業者も書いてございますので、どこの販売事業者から多く返ってきているかとか、そういったことも分析できるわけでございます。これは今まで、あまりよくやられていなかったようでございます。製造事業者の方には所有者票の分析をやっていただきまして、ぜひ情報を我々にいただきたいと思っております。

その結果、対応が良くない販売事業者については、立入検査等を実施して、指導等を行いたいと考えております。法律では対応が悪い事業者については勧告して公表するというようなこともできるようになっているところでございます。

その次のページ、右下の6ページ目でございます。4-2、これは既に設置された製品への対策ということでございます。本制度、平成21年に始まっております。既にかなり多くの製品が設置済みでございます。こういったものの対策は今までやられていなかったわけでございますけれども、関係事業者の中でガス製品、あるいは電気製品、石油製品等点検をやっている事業者がございまして、その点検の際に所有者情報の登録の確認、もし登録されていないものである、あるいは可能性がある場合には消費者の同意を得て代わりに代行の記入登録等をするということで、これも併せて要請をしたいと思っております。

ガス関係、あるいは電気などではハウスメーカーさんも定期点検などをやられておりま

す。それから、ここには書いてございませんけれども、リフォーム事業者、そういったところに対して点検等の際の取組を要請したいと考えております。

その次のページ、右下でいうと7ページ目でございますけれども、4-3. 具体的な取組の賃貸住宅の設置済み製品に対する対策ということでございます。対象製品というのは引っ越し等で持ち歩くものではございませんで、大体家に設置されているようなものでございます。したがって、賃貸住宅の製品については、住宅の所有者、オーナーの持ち物であることが多いということで、賃貸事業者関連の団体に対して、対象製品できちんと所有者情報が登録されているかどうか、されていない場合には登録してくださいということで、これもまだ今まで、あまりやったことがなかったわけでございますけれども、そういった要請をしていきたいと考えているところでございます。

8ページ目でございます。参考で書かせていただいておりますけれども、点検時期のお知らせ機能、こういったものも徐々に普及しております。これは点検時期が来れば、点滅等でお知らせする。消費者はこれを見てメーカーに電話するというものでございます。こういった取組も進んでいるということでございます。

平成21年にこの制度ができました。点検する時期はもちろん製品ごとに異なりますけれども、10年というものが多ということでございまして、そうしますと、平成31年にも本格的にこの点検制度が開始されるということでございます。もう数年しかないということで、この37%からぜひ大幅アップを狙って新たな対策を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○宮村委員長 ありがとうございます。制度ができてから6年ぐらい経過するわけです。是非10年を迎えるまでに登録率をできるだけ高くしていきたいということで、代行登録等の対策をとっていかうということですが、さらにいい案がございましたら是非皆さんからご提案していただければありがたいと思いますが、よろしくご審議をお願いしたいと思います。では、大河内委員、どうぞ。

○大河内委員 いい案というのは別にはないのですが、所有者登録について難しいと予想していましたが、6年経っても37%はかなり低いと思います。ただ、先ほど都市ガスのところは半分近く返ってきているということで、先ほどおっしゃっていた代行の登録でそこが上がったということなのですが、代行登録ならば8割くらい、100%は難しいと思うのですが、代行なのでもう少しあってもいいのかな。そうすると、例えば代行しますよ

と言っても、受けた消費者のほうで断ってこの数字なのかというようなことをお聞きできたらと思います。

○宮村委員長　では、よろしくお願いします。

○川原製品安全課長　まず、都市ガスの事業者でやっているところは全ての都市ガス事業者ではないということでございます。やっている大手の都市ガス事業者さんですけれども、しかも自分のブランドの製品を一生懸命やっているというようなこともあって、そういったところについては8割、9割、あるいは100%というようなところもあるような状況でございます。もちろん場合によってはそういったものを教えたくないということで、消費者の方から断られるというようなこともあるようでございますけれども、ただ、やろうということで決めれば、8割、9割、100%といった大河内委員がおっしゃいました数字に届くのだと思います。

都市ガス事業者さんの間では、ほかのやっていないところ、それからやっているところも他のブランドも含めてやっていただけるといったようなことで今後取組を一層強化したいということをお話を聞いているところでございます。

それから、数字はストックでございます、平成21年から年度年度ということではございませんで、全てストックベースの数字でございます。

○大河内委員　この制度ができて、物の流れというか、こういう点検制度に関わる製品が、私たちがお店に行って選んで買うようなものでないので、点検までの長い10年という間があって、どうなるのかなと思っていたのですけれども、いろいろなところに要請を出すということなので、リフォームで購入することも多い製品です。リフォームの業者さんのところに特定保守製品が入ってくるルートというのがよく分からないので、リフォーム業者さんには是非強く要請していただけたらと思います。

○宮村委員長　ありがとうございます。製造事業者からのルートを考えて、より適切なところで手を打っていただければということですね。では、岡嶋委員。

○岡嶋委員　それでは、1つどのような考え方かというご質問とご要望を1点させていただきます。

まず、長期使用製品の登録制度につきましては、流通業、特に販売事業者の役割は大変重要だと認識しておりますし、我々としてもしっかりとこれについては協会内で会員の皆さん方に対してしっかりと啓蒙していきたいと思っているわけでありまして。

ただ、その中で、4—1の5ページの表の中で、要は登録制度が不十分な場合、行政に

よる販売事業者に対する立入検査等の実施というところで、1つは、それが不十分な場合に事業会社の名前を公表するとかというところの基準がありましたらはっきりとしていただくとありがたい。できましたら、当面は我々が一生懸命やるということについてのご指導と啓蒙をしっかりとさせていただいて、その後、ある程度各流通がしっかりと理解したという中で、もしそういうことに対しての対応が悪いという事業者があれば、それについてはまた何らかの手を打つといったような形で、少し時間的な余裕とご指導をお願いできればと思っています。

2つ目は要望でありますけれども、登録制度については我々も一生懸命消費者の皆さん方に説明していくわけですが、やはり何といたっても消費者の皆さん方が理解を深めるというところでは広報活動が非常に重要だと思っております。ぜひ行政からしっかりと、いろいろな機会を設けていただいて、この登録制度についての普及啓蒙活動をぜひお願いしたいと思えます。

以上、要望とご質問が1点ということをお願いいたします。

○宮村委員長　　では、最初のできるだけ流通事業者の方にも適切に対応をお願いしたいということですが。

○川原製品安全課長　よくよく分かっております。販売事業者の方には法律で重要事項の説明義務ということで、制度とかを説明していただく義務がかかっております。先ほど少し強い、公表といたしましたけれども、まず勧告をしていただいて、こういうことをしっかりと、例えば義務を果たしていないとか、そういうところについては勧告をさせていただきますので、その点はよほど対応がなされていないところに対して公表するというところでございます。

そういった意味で、当面はということで、時間的な余裕ということで、一定程度我々は要請をするので、周知するための時間はあると思っておりますけれども、これは我々、それから製造メーカー、業界団体、いろいろなルートを通じてお願いしていきたいと思っております。

広報につきましても、我々はチラシとかインターネットテレビ、NITEのほうでもいろいろ周知活動をやらせていただいておりますけれども、消費者の方に全て行き届いていないというのはそのとおりでございますので、その点についても一層対策を強化していきたいと思っております。

以上でございます。

○宮村委員長 岡嶋委員よろしいでしょうか。――では、佐々木委員。

○佐々木委員 9品目のうちの7品目を担っていますガス石油メーカーでございますけれども、6年経ちましたが、当初からこの制度の登録率を上げるのはかなり難しいということで、いろいろ取り組んでいる結果、今この状況でございます。1つは法律でございますので、今意見がありましたように、やはり法律の徹底は行政も含めてこれからさらにまた強化していきたいし、やっていただきたいと思っています。

登録率が低い原因、先ほど大河内委員からありましたけれども、1つは、住宅は持ち家と賃貸がありまして、賃貸が35%ぐらいとありますが、賃貸の方は使用者と持っている方が違います。使っている方は持ち主ではないために、その把握がなかなか難しいということで、今回、賃貸のほうにこういうことで行政指導もかなりやってもらっていますので、非常に助かっています。

それと、一番最後の8ページを見てほしいのですけれども、ガス器具の中で左上にあります台所の小型の湯沸かし器が全体の約6割を占めております。この把握がやはりなかなか難しい。今回ここにかなりターゲットを絞ろうと思っていますけれども、量販店も含めていろいろなところで売られていますので、ここが非常に大きな課題になると思っています。

それと、ここにありますように、もともとかなりハードルが高いところで、点検お知らせ機能を入れております。左上の小型湯沸かし器については、10年前後で緑色のランプが点滅してお知らせする。大型の給湯器はリモコンの表示で88、または888でお知らせするという機能も今入れています。当初はありましたけれども、今はほぼ100%入っている状況でございます。10年ぐらいになりますと、お知らせ機能が鳴りますので、この辺もしっかりPRしてやっていきたいと思っています。

メーカーはじかに販売していませんので、流通事業者さん、販売事業者さんとさらに連携を強化してやっていって、何とか率を上げたいと考えております。

以上でございます。

○宮村委員長 ありがとうございます。いろいろご努力されて登録率を高める取組を進められています。最後のタイムスタンプについて、点滅ランプも非常に重要な点検の情報ですので、周知していただけるようお願いしたいと思います。それでは、長田委員。

○長田委員 ありがとうございます。もう既に設置済みの製品への対策のところでした、1つのきっかけがガス事業者の皆さんが行う、ガス設備定期保安点検というのでしょうか、

それが実質的に本当に家屋内に入って、ガス設備の点検がどの程度できているのかなと正直思うところなのです。

ガス会社の指定された日にちの案内が入って、ずっとそのまま放っておくと終わりましたというのが入るのが現状ではないか。もちろん中に入って点検を受けていらっしゃる方も大勢いらっしゃると思いますけれども、せっかくの機会なので、そこをもう少し何とか生かして、自分たちが使っているガス機器の安全性にもかかわる、そういうこともできるのだということが伝わるような周知の案内が配られると、もうちょっと点検をきちっと受けようというモチベーションが上がるのではないかと思うのです。今、私のところに入るものなどを見ると、ちょっとあまりにも簡単かなという気がします。

以上です。

○宮村委員長　では、大本ガス安全室長、どうぞ。

○大本ガス安全室長　ガス安全室の大本でございます。今のご質問でございますが、ガス事業者の定期点検ということで、これは都市ガスもLPガスも定期的に消費機器の点検をしているということでございます。不在需要家の方とかどうしてもお断りする方も若干はおりますけれども、基本的にガス事業者のほうは何度も訪問して、不在のときには不在票を入れて、また訪問するというようなことを行っているというところでございます。そのやり方、工夫というのはガス事業者で結構いろいろ工夫をしていて、なかなか会えないときには黄色の札を入れたり、最後は赤色とかいろいろ、レッドカードではないのですけれども、そのような工夫をして、なかなか会えない人を会えるような取組もしているところでございます。

また、長期使用製品の点検も事業者でガス事業者のトップの方もいろいろ聞くとそのような取組を行っている聞いていまして、今回の登録率を踏まえて、ガス事業者、LPガス事業者ともに業界団体に対して、いわゆる点検の際にこういう制度があるということ、また代行記入も含めた取組をお願いしているところでございます。そういうことを通じて、この登録率向上に向けた事業者による取組が今後もより一層図られていくのではないかと考えているところでございます。

この辺については、また実は都市ガスのほう、LPガスのほうもガス安全小委員会、液化石油小委員会、産業保安のほうの審議会でもこのテーマについては対応しているところでございますので、製品安全とも連携しながら、この辺の登録率向上に向けた取組を図っていきたいと思っております。

○宮村委員長　ぜひ連携して高度化目標達成にも役立つと思いますので、よろしくお願
いします。では、青山委員、どうぞ。

○青山委員　皆さんがいろいろとお話をしたので、今更ということなのですが、3年ぐ
らい前には、例えばビックカメラとかヨドバシとか、そういう販売事業者さんに、代行ま
でいかなければ、登録を促す努力を是非やっていただきたいというお願いをしてきた
かと思うのですが、それらの取組がきちんと継続してなされているのかどうかというこ
とが1点。

それから、今、私も本当に認識不足でタイムスタンプがちゃんと入るような機器が出始
めたのだということで、良かったなと思っています。これは当初、すごく簡単にできるの
だけれども、メーカーさんもあまり積極的ではないというような話があつて、あまり進展
に期待が持てなかったのですが、これが入っているということはすごくいいことだと思っ
たのです。総じて、いろいろな方がいろいろ取組をしてくださっているにもかかわらず、
消費者がその役割を果たしていないということで、私も何となく居心地が悪い気がしてい
るのですけれども、NITEさんなどで、テレビで製品安全についての情報提供が時々あ
りますよね。そういうところに、やはりテロップでも、それから一言でもいいですから、
皆さんお持ちの長期使用製品に点検制度があるのですよ、ご自宅のものを再度見直してみ
ましょうみたいなことをちょっと一言盛り込んでくださるといいのかなと思っていますの
で、そういうところも検討いただければと思います。

以上です。

○宮村委員長　貴重なご意見、どうもありがとうございました。何かございますか。

○川原製品安全課長　青山委員がおっしゃった平成24年に代行登録も含めて登録率が悪
かったものですから、一生懸命、代行登録等に努めてくださいというものをお願いを出さ
せていただきました。その結果、実際には先ほど37%が全体の登録率ですということをし
り上げたのですけれども、26年度だけで言いますと、実は42%でございまして、年度でみ
ると5%ポイントぐらいストックベースより高いという状況でございます。

ちなみに、ガスで言いますと、ストックが43%ですけれども、26年度だけで見ると44%
でございまして、それから石油のほうはストックで見ると37%でございまして、26年度だ
けで見ると42%、これは5%ポイントぐらい上がっている。電気のほうも全体で見ると34%
でございまして、26年度だけで見ると41%ということで、一定の効果は出てきてい
ると思います。ただ、今回ヒアリングしたときにそういうことがあったことを知らなかつ

たというような方も実は若干いらっしゃいましたので、今回、改めてもう少しきちっとやらせていただくということと、ちょっと厳しいのですけれども、所有者票の分析も含めて、少し強めの対応を今回図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○宮村委員長　ありがとうございます。登録率のトレンドは上昇ということですね…大福委員。

○大福委員　N I T Eの大福でございます。先ほどご意見を賜りましたので、私どものプレスレク等でも、こういう長期使用製品について啓発、若しくはプレスレク等を行うときには先ほどご提案のございました、こういう点検制度がありますということを明示的にプレスレクの中に取り込むなどの工夫を申し上げたいと思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○宮村委員長　よろしく申し上げます。トレンドは上がってきているということで、先行きは希望的ですね。では、是非この方向を推進していただいて、さらに上げるようにしていただければありがたいと思います。

今の議題については、以上でよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

では、どうもいろいろとありがとうございました。一段と力を入れて登録率を高めていきたいという事務局案につきまして、ご了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、それは是非進めていただきたいと思います。登録率が一層向上して、安全性の向上に向けて邁進していただければと思います。

それでは、次の議題(4)製品安全政策の今後の展開について、ご説明をお願いしたいと思います。

○川原製品安全課長　それでは、資料4をお手元にご準備いただければと思います。

1ページ、めくっていただきまして、1. 製品安全の現状と課題ということでございます。製品安全、事故の状況でございます。19年度以降、年間1,000件を超す重大事故の受付件数というので推移してまいりました。若干、ここ2年は減少しております。改善傾向も見られるということでございます。ただ、2つ目の丸に書いてございますような消費者からの安全な製品の提供に対するニーズはまだ高いと思いますし、国際的に見ても事業者の役割はますます重くなる傾向にあるということでございまして、もちろん規制というのも

製品安全に対する1つの手法でございますけれども、製造事業者、流通事業者の自主的な取組の強化がより図れるような方向にもっていきたいと思っているところでございます。

規制につきましては、過剰な規制ということで、産業活動が阻害されるようなことがあってはいけないということでございます。先ほど商保審からございましたようなスマート化を図るということと、自主的な製品の安全性というので、いろいろな事業者の創意工夫が発揮できるような環境整備をやっていくということ。

そのほか、リコール未対策品による再発事故も起こっております。経年劣化については先ほど言いましたような対策を強化してまいります。

消費者のほうも、事故は消費者の誤使用から起こるというのも多いわけでございます。そうした消費者の意識を高めることも非常に重要かと思っております。そういった課題があると思っております。

3ページ目以降、少し説明をさせていただきます。右下、3ページ目のところが重大製品事故の推移ということでございまして、平成25年度、26年度と1,000件を割る水準になってきたと思っております。ただ、全体としての水準はまだまだ高いということでございます。

その次のページ、右下で言うと4ページ目でございますけれども、リコール未対策品による重大製品事故の発生ということでございまして、平成26年度も重大製品事故全体の13.7%はリコール未対策品による事故ということでございます。製品起因事故が全体の3割ぐらいでございます。したがって、製品起因事故の30%強の中の13%はリコール未対策品ということでございまして、このリコール対策も重要であろうと考えているところでございます。

今後の方向性でございます。1.の規制のスマート化、自主的な取組の強化はまた後で具体的にご説明しますので、省略させていただきます。2つ目が流通事業者の自主的な取組の強化。3つ目がリコール対策の強化。4番目で消費者教育の推進ということで、全体の方向性として考えているところでございます。

6ページ目のところをご覧くださいと思います。3-1.製品安全規制のスマート化の全体像ということでございます。安全性を確保しつつ事業者の創意工夫が発揮できて、しかも規制は障害にならないようにするというところでございます。それが上のところでございます。

下のところは、事業者の自主的な事故対策の高度化ということでの様々な環境整備とい

うこととございます。

7ページ目に規制のスマート化のことが書かれております。1つは、仕様規定から性能規定にするということ、それから国際的に整合した国際規格を受け入れるということが主な内容でございます。

8ページ目のところでございます。これは電気用品のほうで進めております。今、電気用品については、指定品目が271品目、左側に現行271品目と書かれてございます。これを大括り化で5品目に整理するということをやっているところでございます。これによって、いちいち新しい製品が出てきたときに規制すべきかどうかということを経ずに大括り化しているということで、自動的に規制の対象になるということで、事業者にとっても規制対象範囲が明確になるということと、消費者にとっては安全性が確保されるということでのメリットがあると思っております。

それから、右下9ページ目、3—4でございます。いろいろな新技術、新市場が出現したときの対応でございます。基本的には事業者の方が安全性を確保していただく、その手法としてリスクアセスメント等の普及をするということとでございますけれども、制度上、技術基準等が問題になるということも可能性としてございます。右側に、迅速・柔軟な制度の改善（事例）ということで、レーザー応用製品については、消費生活用製品安全法で対象製品に指定して規制しているところでございます。ただ、従来と違うような製品を開発中、あるいは今後市場に出したいという要望もございますので、これは今、技術基準の改正を進めているところでございます。

右側のところは既に対策済みでございますけれども、医療機器用のACアダプター、これは薬事法等調整いたしまして、安全上問題がないところは薬事法一本にということでの整理をさせていただいたところでございます。こういうところでもスピーディーに対応していきたい、今後もやっていきたいと考えているところでございます。

その次が右下でいうと10ページ目以降でございます。製造事業者による自主的な取組の高度化の支援ということでございます。先ほどから出ております苦情・修理情報、ビッグデータの活用ということが1つ。それから解決策の提示、また後で詳しく述べさせていただきます。そのほか燃焼実験施設、それから事故が多いリチウムイオン蓄電池に関しては、新しい先端的な試験の導入ということでございます。こういったことをやることによって、事業者の方の自主的な取組を促進させたいと考えております。

11ページ目のところでございます。これはいずれもN I T Eの取組でございます。修理・

苦情情報の活用ということで、絵を見ていただきますと、一番下のところでございます。重大事故は年間1,000件程度、あるいは非重大ということで年間3,000件程度N I T Eに寄せられるということでございます。数千件程度の情報に比べて、修理・苦情情報がございます。例えばある大手家電量販店ですと、年間数十万件集まるといふようなところもあるようでございます。

事故があった後のいろいろな原因分析、それから対策というのはやっていたわけでございますけれども、こういう修理・苦情情報、これは大手家電量販店など、販売事業者でも持っておられると思いますし、それからもちろん製造メーカーでもこういった情報は持っておられると思います。こういったものをうまく活用すれば、修理とか苦情の状態、苦情が発生して、事故が起こっていない状態でそういうものがつかまえられれば事故を未然に防止できるのではないかとということで、今、事故の発生の予兆となる事象を分析して、具体的に事故の未然防止を見つけるためのモデルの開発をN I T Eのほうで試験的にやっているとございまして。このモデルが開発されましたら、私どものほうも——今、試験的ということでございます。一部の事業者さんからの情報に頼っているところでございますけれども、幅広くこういった情報をいただけるよう、我々からもお願いしたいと考えているところでございます。

右のところはリスク低減策の提案・普及というものでございます。これもN I T Eでございますけれども、今まで事故の多い製品、それから事故の事象ごとに危害シナリオを作成して、設計段階等でどういったリスク低減策が可能かということの提案をする方向で検討されているところでございます。

例えば下の図を見ていただきますと、これはあくまである個別の特定の製品ではございませんけれども、1つのイメージでございます。A製品のリスク低減策ということで、上のほうが発生頻度が高いというものでございます。そういったものに、ここで言うと右側に書いてあるような人感センサーをつければ、1段発生頻度を抑えられるということでございますし、その次に温度センサーをさらに追加すればまた発生頻度を低減させられる。画像センサーをつければ、またさらに発生頻度を低減させられるということでございまして、規制でこういったもの全てを規制化するというのは現実的にはなかなか難しいということで、もちろんこういった新しい装置をつけるということで、コストも高くなりますけれども、今後高齢化が進んでいたり、子供の製品などにはぎりぎりまで安全性については追求した製品という消費者のニーズもますます高まるものと思っております。

こういった具体的なリスク低減策について、今100品目の事故の事象について、N I T Eのほうで近々提示するというところで今進めているところでございます。これはただ低減しただけではだめで、これを消費者の方に見えるようにしなくてはいけないということで、ここが非常に難しいということでございます。実際に売り場に並んでいても、同じ冷蔵庫だとどうしても安いものを買ってしまうということだと思いますので、安全性を高めた製品が分かるような消費者への見える化の仕組みづくりを今から、これは経済産業省も含めて検討していきたいと考えているところでございます。こういったものができれば、事業者の方によっては、自らこういった安全性の高い製品を作っていただけるというような取組もますます増えてくるものと思っております。

次の12ページ目でございます。大規模・先進的な試験設備の導入ということでございます。2つ書いてございます。まず、右側のほうでございます。リチウムイオン電池試験設備の導入ということで、リチウムイオン電池がかなり普及してまいりました。N I T Eによりますと、平成14年ぐらいから事故として上がってきておりまして、26年、昨年9月時点で575件ぐらいリチウムイオン電池関連の事故が集まっているということでございます。例えば平成18年ぐらいを見ますと、事故というのは携帯電話とパソコンとか4製品ぐらいに絞られるわけでございますけれども、平成26年ぐらいになると、例えば携帯音楽プレーヤーだとかパソコン、ポータブルDVDプレーヤー、充電器、ラジコン、電動アシスト自転車、電動工具など12品目ぐらいに広がっておりまして、これはリチウムイオン電池の使用用途が広がっているということの裏づけでもあると思っております。

さらに、この原因分析を進めておりますけれども、全体の4分の1ぐらいは原因不明案件がまだまだあるということでございます。事故は一定程度相当発生していて、原因不明案件もあるということ。原因が分かった案件についても詳細なところが分からないというようなところがあるということでございまして、N I T Eの群馬県桐生の燃焼技術センターにリチウムイオン電池の試験設備を導入いたしまして、ことしの秋ぐらいから本格稼働させるということでございます。

事故の原因が明確になればなるほど事業者の方は対策をとりやすいということでございまして、事故原因でございまして対策についての情報を事業者に提供することによってリチウムイオン電池、これは日本で非常に競争力の高い産業といわれておりますので、そういったものの安全性に取り組んでいただけるということで、日本の産業の競争力にもつながるものと考えているところでございます。

左側が大規模燃焼実験設備ということで、重大事故で言いますと8割は大体火災というものでございます。火災になりますと証拠となる製品が消失してしまう、原因究明が困難ということが起こる。これも原因不明案件になるというようなことで、この大規模燃焼実験設備があれば、例えば火災になって消失しても幾らか残っているものをみれば、これは恐らくこういったところからの火災なのだという想定がつくということで、この大規模燃焼実験設備の活用を今後進めたいと思っているところでございます。

加えまして、火災に強い製品づくりということで、製品自体を完全に発火とか発煙しないものを目指すというのはなかなか難しい話でございますけれども、製品の中でそういったことが起こっても外に出さない、拡大させない対策は一部でございますが、今、先端的な企業ではとられ始めているということでございます。ただ、実際に対策をとってもそれが本当に効果があるかどうかを検証する実験設備はほとんどないと聞いております。特にN I T Eが持っているような大規模な実験設備はないということでございますので、N I T Eのほうはそういった設備を持っております。今後、民間との共同研究等を来年度に向けて開始していくということでございます。こういったことでも事業者の方の安全対策への取組の高度化を図っていきたいと考えているところでございます。

その次、右下の13ページからが流通事業者の取組ということでございます。従来、製品安全については、製造事業者、輸入事業者が中心になって安全対策をとってきたわけでございますけれども、流通事業者も消費者と直接接するというで、製品安全を向上させる上での役割は多いということで、製品安全のガイドを策定させていただきました。これは平成25年でございますけれども、右下のほうに書いてございます個別指針ということで、中小家電、D I Y、通信販売、こういったものはガイドを踏まえて、自分の業界に合うようにして業界指針というか、ガイドラインを策定していただいております。こういった動きもほかの業界でも出てきていると思っております。

加えまして、その次のページでございますけれども、14ページ目でございます。流通事業者向けの製造事業者、商品選定のチェックリストということでございまして、流通事業者さんにとってみれば、どういった製造事業者、あるいは輸入事業者を選んだらいいか、どういった商品を仕入れていいものかどうか、逆にいうと、どういった製造事業者から仕入れてはいけないか、どういった商品は仕入れてはいけないかということが簡単というか、チェックできるようなチェックリストを策定した次第でございます。

これは我がほうだけではなくて、大手のスーパー、家電、通信販売、D I Yとか、大手

の方に入ってくださいまして、現場感を持って、仕事をしていらっしゃる方の意見を取り入れてチェックリストを使っておりますので、こういったものも今後活用して普及させていきたいと考えております。

右下の15ページ目、これは先ほどから出ていますリコール対策でございます。リコールをやっても回収等が行われなくて再発しているという事例がございます。15ページの右側に重大製品事故が再発しているリコール未対策品が書かれてございます。

リコールについては、左側に書かれているような個別の課題がございます。新たに効果的なリコール手法なども考案したということで、それを実際にやられている、あるいは今後やりたいというような話も伺っているところでございます。

次の16ページ目のところを見ていただきますと、リコールハンドブックの改定ということで、下のところがございますけれども、従来から活用されている手法に加えて、最近活用され始めた手法、今後出てくると思いますが、そういったものを踏まえてハンドブックの改定を今年度予定しているところでございます。

右下でいうと、17ページ目、消費者への働きかけということで、最後の商品の使用というのは消費者自身が責任を持ってやるということでございますけれども、やはり誤使用が多いということで、様々な消費者への働きかけを経済産業省、N I T Eで実施しているところでございます。課題もございますので、そのページの下のところを書いてございます。製品安全総点検月間、これまで週間だったのを月間にして消費者にその月間については、きちっと製品を点検してもらえようようなキャンペーンをしよう、それから映像、SNSを活用した消費者へより注意喚起しやすいようなものを実施していこうとか、安全対策の見える化ということで、働きかけの強化をしたいと思っております。

次のページでございますけれども、やはり小学校からの製品安全教育が非常に大事だというような意見もございまして、昨年度、小学生に対する製品安全教育の教材をつくりました。実際にある小学校、葛飾区の新宿小学校で授業、あるいは課外授業をしながらつくったものでございます。今後、こういったものも展開していきたいと考えております。

最後、19ページ目でございます。重大事故を踏まえた再検証の実施ということで、先ほどビッグデータの話、苦情・修理情報の話をしましたけれども、事故情報につきましては、これまでもしっかり原因分析をして対策をとるというようなことをやっていたわけでございます。ただ、中には、そういった対策をとっているにもかかわらず事故が増えているようなものも若干ございますので、そういったものについては、いま一度きちっと点検して、

N I T Eとも連携して、再度の必要な対策の実施、強い対策の実施を考えているところがございます。

19ページ目が重大事故が多く発生しているものということで、20年から25年度で重大事故は100件以上というものでございます。概ね事故が減っているものが入っておりますけれども、例えば電子レンジの手入れ不足での過熱の火災といったところは最近でもやや多くみられるものでございます。こういったところの働きかけとか、その次のページには、100件とはいきませんが、20年度から25年度で30件以上発生していて、さらにあまり減っていないものを載せております。こういったものもよくよく見直した上で対策の強化を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○宮村委員長 どうもありがとうございました。製品安全政策の現状と今後の方向について幅広くかつ丁寧に報告していただきましたけれども、是非皆さんのご意見とかご質問でより一層充実していければと思っておりますが、いかがでしょうか。では、東嶋委員。

○東嶋委員 ご説明ありがとうございました。10ページの製造事業者による自主的な取組の高度化支援ということで、N I T Eさんを中心に技術的な支援をしていただけるということで、これはすばらしいことだと思ったのですが、ガス製品の場合は、その製造メーカーのみならず、ガス会社がこれまで製品安全対策とか周知とか、保安も含めやってきたということが安全の性能向上にも貢献してきたと思っておりますし、それから、先ほどその前の資料でご説明いただいた長期使用製品の登録率がガス製品で比較的高いというのもガス会社の取組のおかげではないかと思えます。

電力・ガス自由化になりますと、今までガス会社が主に自主保安の取組でやってきた安全対策ですとか、安全のための研究開発費が保安のための研究開発ということであると、なかなか計上されにくい状況になるのではないかと危惧いたします。

そこで、この10ページに挙げていただいているようなN I T Eさんの取組などを、例えば施設の共同利用ですとか、保安に関しての業界横断的な研究開発の取組などをぜひ支援していただけるようお願いできればと思えます。

○宮村委員長 ありがとうございます。環境整備を是非お願いしたいということですが、いかがでしょうか。

○川原製品安全課長 先ほど大規模燃焼でございますとカリチウムですとか、こういったものはもちろん原因分析ということで、N I T Eが扱うというのが非常に重要でござい

ますけれども、こういったものは大規模だったり先端的でそれぞれ個別の企業で持てないというところもございますので、そういったものは共同研究などを通じて民間の製造事業者にも知見が行くような仕組みを考えたいと思っております。

それから、業界全体としてテーマを持ってN I T Eと連携しながら安全対策を強化するといったところが非常に重要な取組だと思っておりますので、是非進めさせていただきたいと思っております。

○宮村委員長　よろしいでしょうか。業界横断的な環境も是非整えていきたいということですが、では、岡嶋委員。

○岡嶋委員　それでは、家電量販の取組について、ご報告を申し上げたいと思います。大手家電流通協会では、製品安全については、会員の皆さん方、共通の認識として、このところ流通の役割が非常に高まっている、また期待、責務が高まっていると認識しております。そういう面では、旧来、例えばリコールが発生した場合の速やかな情報提供、それから店頭での製品安全に関する啓蒙活動等について実施しているわけではありますが、さらに積極的に製品安全について取り組んでいこうということで、協会内に研究会を立ち上げ、経産省さんが毎年やっております製品安全対策優良企業表彰を受けた企業さんの先進的な取組等についての情報共有、また、ガイドについての勉強会等を実施しているところであります。

また、今日もご報告がありましたバイヤーの仕入れに関するハンドブックの製作については、協会として参画をさせていただき、今までどちらかという受け身の取組であったものが、今回の仕入れバイヤーの製品安全に関するガイドラインが作成されたことによって水際というか、仕入れの段階からこういう製品安全に関する取組をしていくことができるということで、まさに企業が製品安全についての理念の下に企業活動をするといったような動きになってきているということで、大変いい機会を与えていただいたと思っておりますし、これを契機にさらに今回のテキストをしっかりと普及させ、そして、皆様方の期待に応えていきたいと考えております。

以上であります。

○宮村委員長　是非引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。では、次は松本委員。

○松本委員　国民生活センターでございます。我々の組織は消費者に一番身近な組織であるということで、項目でいきますと、17ページの7. 消費者への働きかけの強化というところでいろいろ貢献できるのではないかと考えております。N I T Eさんとも定期的に

情報交換をしながら消費者向けの注意喚起を行ったりしているところでございます。

我々の組織は相模原に商品テストの大規模な施設と宿泊可能な研修施設がセットでございます。研修施設はしばらく廃止されていたのですけれども、今年度から再開するということになりまして、先週から本格稼働しております。商品テスト施設と研修施設が一緒にあるという点を生かして、製品安全教育の面で今後力を入れていきたいと考えております。消費者団体、あるいは事業者団体の皆様も、セミナーの開催のほかに、こういう使い方をすると大変危険だというのが目で見えて分かるような形のプログラムなども可能でございますので、積極的にご活用いただきたいと考えております。

○宮村委員長　　どうもありがとうございました。是非活用していく方向で皆さん、ご協力をお願いしたいと思います。では、次、野坂委員。

○野坂委員　　私は説明のあった規制のスマート化について話をしたいと思います。製品安全が大前提だけれども、賢い規制をしていこうという方向性は大変妥当なものだと思って評価しております。とかく政府は規制の強化とか、過剰な規制には非常に乗り気で積極的な傾向が強いわけでありましてけれども、そうではなくて、今はまさに政府が岩盤規制の改革に乗り出しておりますが、規制はし過ぎではなく賢くやっていく。民間企業の活動を促していく。大変良い方向だと思っております。問われるのは、では、具体的に規制のスマート化でどんな成果が上がってくるかということになりますので、この方針を打ち出した以上、もちろん民間企業にも責任は重大です。製品の安全を守るという大前提の下でそれぞれ工夫をして取り組んでいく。そういった製品安全文化、常日頃、宮村委員長がおっしゃっている、その方向性がさらに一段と進むことを期待しております。

もう一点はビッグデータです。ビッグデータについては、可能性が大変高い、潜在力があると私も思っています。その中でこちらで例示されたものはこれまでの蓄積された事故情報、そしてまた事故には至っていないデータを分析するという事で、既にN I T Eでモデルを開発中ということですが、これは各企業もそれぞれ努力、データ分析をされているでしょうが、N I T Eで分析されたものを業界横断的と言いますか、みんなが利用できるようなより良いものに仕上げてほしい。今開発中ということなので、これからできるでしょうから、なるべく迅速に示していただいて、今後の事故の未然防止、あるいは事故の拡大防止に役立てていただきたい。これは注文であります。

以上です。

○宮村委員長　　ありがとうございました。励ましと激励ということでよろしくお願

ます。では、今、N I T Eさんのお話が出ていましたけれども、大福委員、是非それに関連して何か一言ございましたらよろしく申し上げます。

○大福委員 N I T Eの大福でございます。私どもに大変多大なる期待をいただきまして、ありがとうございます。まさに身の引き締まる思いでございます。

いろいろご紹介がございましたけれども、そのうちの若干一部をご紹介させていただきます。

まず、大型燃焼実験施設でございます。これはこれまで我々にできなかった白物家電を丸ごと燃やすということができるような施設が昨年度の当初に開設いたしまして、現在、その一部を使っているところでございます。これまで白物全部燃やすというと、何が起きるのか分からなかったことが分かるようになってきたということ。

もう1つは、12ページの右にございますように、リチウムイオン電池の発火とか、発熱の事故に対しては我々の長年の課題でございました。ノウハウのいっぱい固まった商品でございます。その挙動とかが今後これらの増設機器によって解明できるようになるのではないかと期待して、現在、その準備にとりかかっているところでございます。こういう大型の実験施設、あるいは高度な設備につきましては、私どもだけではなくて、先ほど課長からもご紹介いただきましたように、何とか民間の事業者様と一緒に活躍、活用できるような仕組みを作ってまいりたいと思っておりますので、皆様にもご協力をお願いするところでございます。

もう一点でございます。その前ページになりますけれども、11ページでございます。右の欄にございますように、リスクシナリオを想定したリスクの低減策をご紹介するというところでございます。先ほどご紹介がございましたけれども、現在、事故の多かったものを100個選びまして、我々が事故原因究明を行う上で使った分析にとどまらず、この事故がどういったシナリオに基づいて起こったのかということを明らかにしつつ、その具体的な一つ一つの、これは想定ではございますが、こういう対策をとればリスクが低減できるというものを具体的な例示をしてご紹介してまいりたいと思っております。

この手法につきましては、是非とも事業者の方々に自らこういう検証を行っていただき、安全な製品設計にお役立ていただきたいと思っております。

以上でございます。

○宮村委員長 ありがとうございます。危害シナリオまでいろいろ作成されて、現場との距離をより近づけられて活動を進められているということで引き続きよろしくお願

したいと思います。では、水流先生、どうぞ。

○水流委員　18ページのところにあります小学生に対する製品安全教育についてなのですけれども、これにかかわらせていただきました。昨年のこの会議のときにこういう案を提示しまして、そうしたら、それをやらせていただけるということで、かかわらせていただいたのですけれども、非常に効果がありました。というのが、教育プログラムと教材ができ上がっております。その教育プログラムも教材もウェブサイトから全部ダウンロードできるようになっていまして、右側の18ページの写真がありますが、実際に葛飾区の新宿小学校で授業をやりました。一番濃厚なタイプのをここで開発して、非常に軽いものもありますよというような形で、幾つかのプログラムタイプを示してあります。

もちろんこれは教育委員会にお願いして、そして子供のためになるということが絶対条件でしたので、子供たちにとっても役に立ったかということをいろいろ調べてみたのですけれども、子供たちは非常に前向きで、「目指せ製品安全リーダー」という言葉で、12月から授業を始めまして、冬休みの間に自宅に戻りまして、自分の家の中にどんな製品があるかということを確認するというようなこともやりました。

それから、ここの中のフレームというのが非常に重要でして、作る人、売る人、使う人の3つを覚えましょうということで、実際に現場に、フィールドに出ていくという演習があるのですけれども、作る人のところ、これはよくある工場見学みたいな形になりますが、売る人というのもイトーヨーカ堂さんのほうに行かせていただきました。使う人というのは、自分の家庭なのですけれども、これにつきましても企業さんに協力していただいて、家庭の状況を作るということをやりました。やってみると、それぞれのところに1個しか行けないのですけれども、その後でお互い発表し合うということで、その3つを全部疑似体験することができる。こういう教育プログラムをつくりました。

子供たちにとっては、発表会のために体験したこと、考えたことをまとめる作業があったことによって、かなり成果が出たと思われました。自分自身がいろいろなことを自信をもってやれるようになったということで、低学年の子に教えてあげようとか、弟たちに教えようというような姿勢ができてきたという感じでした。

今回は複雑なのですけれども、5年生と6年生を合わせた形でやりました。これは1学年1クラスの小学校でしたので、校長先生は5年生と6年生をまとめてやってみたいということで、6年生がリーダーになって、5年生がフォロワーとなる形としました。この小学校は今年度も自分たちでやると思っています。教材はもうありますので、自分たちで自

立してやれますとおっしゃっています。昨年やっていた5年生の子供たちが6年生になりましたので、また新しい6年生と5年生のペアでやるという形になっています。

文部科学省の中の教育プログラム枠内にある「総合教育」の中で「生活安全」というところがありまして、交通安全であるとか、災害であるとか誘拐といったことが対象となっている部分となります。最近では、自分の身は自分で守ることが方針になっているそうです。そこに当たるということで、教育プログラムの開発を進めました。

現場に行くタイプの体験学習については、小学校5年生は工場見学が社会見学として必ずあるとのことで、そこを利用するのが良いだろうという示唆を教育委員長からいただきました。以上から、企業さんのほうで工場見学を引き受けたときに、この製品安全教育フレームをご参考にしていただいて、製品安全を少し盛り込んでいただくような形の工場見学となるようにしていただきたい。経済産業省のウェブサイトでも、工場見学のための情報提供をしていることになっていますので、ここを活用していただきたい。

実際にこういうことをやった学校での保護者からの評判は非常に良かったと言えます。これはある事例ですが、葛飾区にあるイトーヨーカ堂さんのところに児童の保護者が買い物に行ったときに、こういう活動をされたそうですねと尋ねられたそうです。つまりCSRとして非常に役立つ活動になっているようでした。ということで、子供に対する教育は非常に重要で、文科省の事業も含めて小学校5、6年のころが一番良さそうだと感じました。これらの児童は、10年たったら大人になります。ちょうど経年劣化製品となるのが10年後ですので、ある意味、小学校5、6年というのは狙いどころかもしれないと思いました。

以上です。

○宮村委員長　　どうもありがとうございました。先生は前からの持論を実践していただいてどうもありがとうございます。それでは、次、長田委員。

○長田委員　　11ページのN I T Eさんのビッグデータの活用のところ、今後と書いてあるので、これからの取組で修理・苦情情報の分析が始まるのだと思うのですけれども、ここに大手家電量販店の例で年間数十万件と書いてあります。これは多分1社の苦情情報がこれだけあるということだと思うのですけれども、これでモデル化をしていった後に、普通の家電小売店の皆さんも多分修理や苦情をお受けになるだろうし、そういうものもきちんと取り入れられるような仕組みがもしでき上がれば本当のビッグデータになるのだらうと思います。

あと、使っている側、消費者のほうがそういうちょっとした不具合情報を提供できる、自動車の不具合情報の収集がそういう仕組みだと思いますけれども、そういうものにまでいずれ発展できれば本当にビッグデータ化するのではないかと思います。

○宮村委員長　　どうもありがとうございました。より活用しやすいビッグデータにしてくださいということだと思います。では、郷原委員。

○郷原委員　　さっきお話を聞いて大体わかったのですが、私も小学生に対する製品安全教育は非常に興味を持ったのですが、この資料だけでは少し意味が分かりにくいところがあったので、それでお伺いしたかったのです。子供に製品安全に対して興味を持ってもらう場合に、どういう観点で興味を持ってもらうのか。いろいろな観点が考えられると思うのですが、ここに書いてあることは社会の製品安全のための仕組みを早くから理解してもらうというような意味で書いてあるのですが、ふと思うと、その言葉自体からは子供にと言えば、消費者予備群として、家の中でお母さんの意識が足りない部分を補うようなイメージがあると思うのです。そういう身近なところで、家庭内での安全に関する役割という面で教育していくという観点を重視していくのか、それとも子供に社会の仕組みを理解してもらうことの一環として、こういう製造事業者とか販売事業者が世の中で安全のためにどういう役割を果たしているのかということを理解してもらうのかとかいろいろな観点があり得ると思うのですが、何となく漠然としているので、その辺、この重要性を理解してもらうためにどっちの観点で教育をしていくのかということをもう少し分かりやすい形にしたほうがいいのではないかとちょっと思ったものですから、さっきの話に関連してです。

○宮村委員長　　では、水流先生、どうぞ。

○水流委員　　テキストをダウンロードしていただくと何をしたかが分かるようになっていきます。子供たちにとっては、今おっしゃった両方をやっています。例えば作る人はどんなことを考えて、私たちが使うものをこんなに考えて作ってくれているのだということを非常に良く理解しました。それから、売る人は私たちが買うときに危険なものが売り場に入っていないようにしてくれているというところを理解しているという発表がありました。それを理解した上で、では、使う人はどうしなければいけないのかというところで、使う人のマナーであるとか、経年劣化のことであるとか、リコールのことであるとか、そういったことを全て学べる形になっております。

その上で、先ほど言った家庭安全というところで、自分たちがやらなければいけないこ

とは自分が家庭を守ることである。リーダーなので、自分が家庭の安全リーダーになる。だから、自分の自宅にある危険なものをチェックしました。そして、電子レンジが古いであるとか、10年以上経っているであるとか、いろいろな報告があったのですけれども、マークの意味も見ながら、多感な時期にある子供たちが安全感度の高い子供たちになっていくこと、それから事故の発生防止の知識と技術を持つこと、それから、何かあったときにどこに相談しなさいということを知っていること、それはお父さん、お母さんにというのもありますし、まずはお父さん、お母さんにそのことを伝えようと。だけれども、このウェブサイトにこういうものがあるのだよとか、N I T Eに行くとかこんな映像が見られるのだよとか、あらゆるものを載せています。それを非常にコンパクトにしないといけなかったんで、この教材自身を作るのは非常に難しかったのですが、実際の小学校の校長先生と一緒に作って、一応文科省の基準がありますので、それに見合うように字のサイズであるとか、習っている漢字以外はルビをつけるとか、大変だったのですけれども、一応校長先生が納得できる教材ができているということです。

教育を受ける能力は、大人よりも子供のほうがあるということを我々は学びました。子供たちの伸びる力、成長力は非常に高いので、チャンスがあったときに、どういう形で子供たちに刺激を与えていくかということを考え、教材や指導方法といったものがもう整備されている状況にあります。企業の方は企業の方でそれを使いながら、例えば社会見学があったときに製品安全という考え方を社会全体が持っていることを伝えていただきたい。子供たちからは、こんなに製品安全に気をつけて作ってくれるものなので、自分たちは物を大事にしなければいけない、という発表がありました。

○宮村委員長　　ありがとうございました。非常にセンシビリティの高い年代ですので、教育効果も10年経つと一層表に出てくるのではないかと思います。どうもありがとうございました。では、福田委員。

○福田委員　　福田です。ちょっとご質問をしようと思ったのは別に今のやりとりの中で消費者としての感想なのですけれども、最初にご説明のありましたいわゆる長期使用製品の安全点検のところなのですが、1つ消費者の心理としては、例えば私の自宅にもビルトイン型の食洗機があって、時々異音がしたり、動作が何かちょっと不穏だなというのがあるのですが、やはり大人というのは自分が持っているものは何となく心理的には安全だと思いたいというところがあるので、そこはやはり子供さんの視点で親に提言する。お父さん、お母さんもちょうと認識できるという仕組みができていくと、より高まっていくの

ではないかと思えます。

私がお意見したかったことにちょっと戻りますと、11ページのいわゆる設計段階のリスク低減策の仕組みと13ページの流通事業者さんへのガイドも関連づけてなのですが、先ほどちょっとお話ししました消費者の心理的なところで申し上げますと、やはり安全意識が一番高まるのは、製品を買うというか、選ぶときがまず1つ接点だと思うのです。13ページのガイドに関しては、いわゆるマーチャンダイジングの中で、仕入れをされるときのガイドなのですけれども、例えば売り場のところで、11ページの①、②、③のようなリスク低減策といったものがちょっと見えるような仕組みができてくれば消費者教育にも結びついていくのかなと感じました。

もちろん①、②、③がフル仕様だと、多分製品としては高価になってくるかとは思いますが、これがそのうちそのほうが量が出ていくということになれば、いずれは製品の価格も下がっていくのではないかと感じております。

私からは以上です。

○宮村委員長 どうもありがとうございました。では、井上委員。

○井上委員 この資料は大変良くできていると思います。事業者対策と並んで消費者の方にどう対応してもらおうかというのが併せて大事になっていく。そういう中で先ほどお話しされています教育も含めて、自分で自分の命を守っていくのだ、あるいはそういう社会を創っていくのだということが大事だと思うのです。

その上で、その先にちょっと悩ましいのは、高齢社会という中で、例えば理解度が劣るとか、自分で自分の命を守る、なかなかそこまでキャパシティーがいかない方、子供の場合は親が守るといのは当然あるのだと思いますが、高齢社会をどうしていくのかというのがなかなか悩ましいと思っています。これはもちろん製品安全だけではなくて、悪徳商法を始めとして生命、財産、両方に及ぶのだと思うのです。そうしたときに、今の見守り社会とか政府のほうでも今進めているところだと思うのですけれども、高齢化社会における特に高齢者、あるいはそういう社会的弱者をどのようにサポートしていくのかという課題に対しては、実際に起こっている具体的なモデルというものを1つでも2つでもケースを作っていくということが抽象論をやっているよりもよほど大事なのかなと思っております。

雑駁な感想で恐縮ですけれども。

○宮村委員長 高齢者のほうもシナリオを作るというのではないかということですが、

ありがとうございました。では、大河内委員。

○大河内委員 時間がないので、手短に。先ほどの小学生の安全教育はとても素晴らしいと思います。それから、製品安全総点検週間を「月間」にして、その間にいろいろな消費者向けの働きかけをしていくというのも是非やっていただきたいと思います。私たちは、たくさんの製品に囲まれて生活しているわけですが、最後の19ページとか20ページとか重大事故が発生している製品名を見ると、ここに名前が出ている製品を一つも持っていない人はほとんどいらっしゃらないでしょう。しかも、先ほど井上委員がおっしゃったみたいに、いろいろな方がこういう製品に囲まれて暮らしているということを考えると、あまり消費者に過度な期待をされても事故を減らすのは難しいのかなと思います。

製品を作る方、売る方のほうに是非万全の対策をとっていただきたいと思って申しあげました。失礼しました。

○宮村委員長 いろいろどうもありがとうございます。励ましの言葉と受け取って、製造事業者さん、流通事業者さんのほうもぜひ一層力を入れていただければと思います。

このテーマ、一応以上でよろしいでしょうか。青山委員。

○青山委員 時間のない中ですみません、一言。今19ページの話が出ましたけれども、もう分かりきっていらっしゃるだろうと思うのですが、エアコンの洗浄液によるトラッキング現象であるとか、設置施工事業者による不具合であるとか、そういうことも消費者が理解できない、消費者が分からないところでなされている部分があるので、是非そういう関係者の方たちも全部巻き込んだ製品安全運動といいますか、そういうことをやっていただきたいと思います。

以上です。

○宮村委員長 どうもありがとうございました。いろいろな人が関係しておられる中で、複合的な問題が発生しないようにしていきたいということだと思います。

一応以上でよろしいでしょうか。非常に貴重なご意見をいただきまして、製品安全課としても今後非常に励ましになったかと思しますので、ぜひ一層邁進していただければと思います。

それでは、最後になりますが、議題(5)平成26年度製品事故の発生状況について、事務局よりご報告をお願いいたします。

○川原製品安全課長 若干時間が押しておりますので、簡単にご説明をさせていただきます。

その前に、先ほどの各委員からの、私がお答えできていないところもございましたけれども、それぞれごもっともな話、あるいは対策を急げというようなこともございましたので、ご意見を参考に今後また一層、製品安全対策に取り組んでまいりたいと思っております。

最後、資料5でございます。これは毎年まとめさせていただいているものでございます。平成26年度の製品安全政策に関する取組状況ということで、4ページ目に目次が載っております。I章、II章と分かれておりまして、I章のところでは製品事故の発生状況、II章のところではいろいろな対策を書かせていただいております。

先ほど言いましたように、おかげさまで25年度、26年度も重大事故については少し減ったということで、これは改善しているということでよろしいかと思っておりますけれども、9ページ目以降に、電気製品、ガス製品、その他の製品ということで、具体的にどんな製品で事故が起こっているのかというような分析をさせていただいております。製品別に載せておりますけれども、若干順位が変わっているようなところもございしますが、概ね例年の傾向を追っているものと思っております。

14ページ目のところをご覧くださいと思います。これは今まで、19年度から26年度までの調査が終了したものについての原因でございます。製品起因、経年劣化が32%ぐらいございまして、それから設置不良、誤使用・不使用、非製品起因が合わせて51%。誤使用・不使用が23%、非製品起因が24%、これはペットが何かいたずらしたとか、ネズミにかまれたとか、そういったものが非製品起因でございます。そういった状況でございます。

それから、飛ばしまして、68ページ目以降、これは経済産業省や事業者のいろいろな取組を整理させていただいているところでございます。

時間が押しておりますので、説明はこの辺で終わらせていただきます。

○宮村委員長　ありがとうございました。製品事故の情報について、例年と大きく変化はないということですが、是非一言ございましたらお願いしますが、いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

よろしいでしょうか。では、もし後ほど拝見されてご意見があれば、製品安全課のほうへご連絡していただくという形にさせていただければありがたいと思います。

それでは、本日は皆様から様々なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。貴重なご意見、ご質問をいただきまして、感謝を申し上げます。

最後に、事務局より連絡事項がございますでしょうか。

○川原製品安全課長　今日は長時間ありがとうございました。またいろいろ活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。議事録につきましては、事務局で作成させていただきますまして、後日、委員の皆様宛にご確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、次回の会合でございますけれども、また後日、改めて日程調整をさせていただきたいと思います。

○宮村委員長　それでは、以上をもちまして、第3回の製品安全小委員会を終了させていただきますたいと思います。非常に貴重なご意見、熱心なご議論をいただきましてありがとうございました。これで終わらせていただきたいと思います。

——了——